

優良運輸事業者の積極的活用について

運輸事業における第一の使命は「安全・安心」な運輸サービスの提供であることから、国といたしまして「安全の確保」、「環境対策の推進」を最重要課題として取り組んでいるところです。他方、規制緩和後、多数の新規事業者が参入したことにより、事業者間において「安全・環境」に対する意識・取組のレベルの差が拡大しています。中には最低限の法的義務すら遵守せず、ずさんな運営を行っている事業者もあります（※1）。国土交通省としては、関係官署とも連携して厳正な安全監査を実施し、法令違反を確認した場合は、行政処分を行うこと等により是正を図っているところですが（※2）、貸切バス、トラック等では事業者の数が多いため、対応が十分に及ばない面があります。

このようにいわば玉石混淆の状況の中で、関係事業者団体等におきましては安全面、環境面で優良な事業者を認定・認証する制度が実施されております。国としてもこれらの認定・認証制度の意義を高く評価しているところですが、利用者には必ずしも十分に周知されていない状況と認識しております。利用者としても、これらの優良認定・認証制度を活用し、優良事業者を積極的に選択・利用することが「安全・安心」につながるだけでなく、社会的責任を果たすこととなると考えます。

このような観点に立って、今般、北海道運輸局といたしましては、利用者に対して、優良事業者の認定・認証制度について広く周知を図るとともに、関連する情報を提供することにより、優良事業者の選択を容易にし、その積極的な利用を促進していくこととしました。これにより、運輸事業者においても「安全・安心の確保」に向けた意識が一層高まり、より良質な運輸サービスの提供に寄与するものと期待されます。この取組は、運輸事業者、利用者及び国が三位一体となって「安全・安心な社会」の実現に向けそれぞれの社会的責任を果たす上で、大きな意義を持つものと考えます。

つきましては、**別紙の各制度**の趣旨を御理解いただき、当該優良運輸事業者の利用を進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

- ※1 ずさんな運営を行っている事業者の例については、**こちら**をご参照ください。
- ※2 国土交通省としての安全監査等の取組及び法令違反等により行政処分を受けた事業者については、**こちら**をご参照ください。
- ※3 優良運輸事業者の安全性を示す具体的データについては、**こちら**をご参照ください。

運送事業者のずさんな運営事例

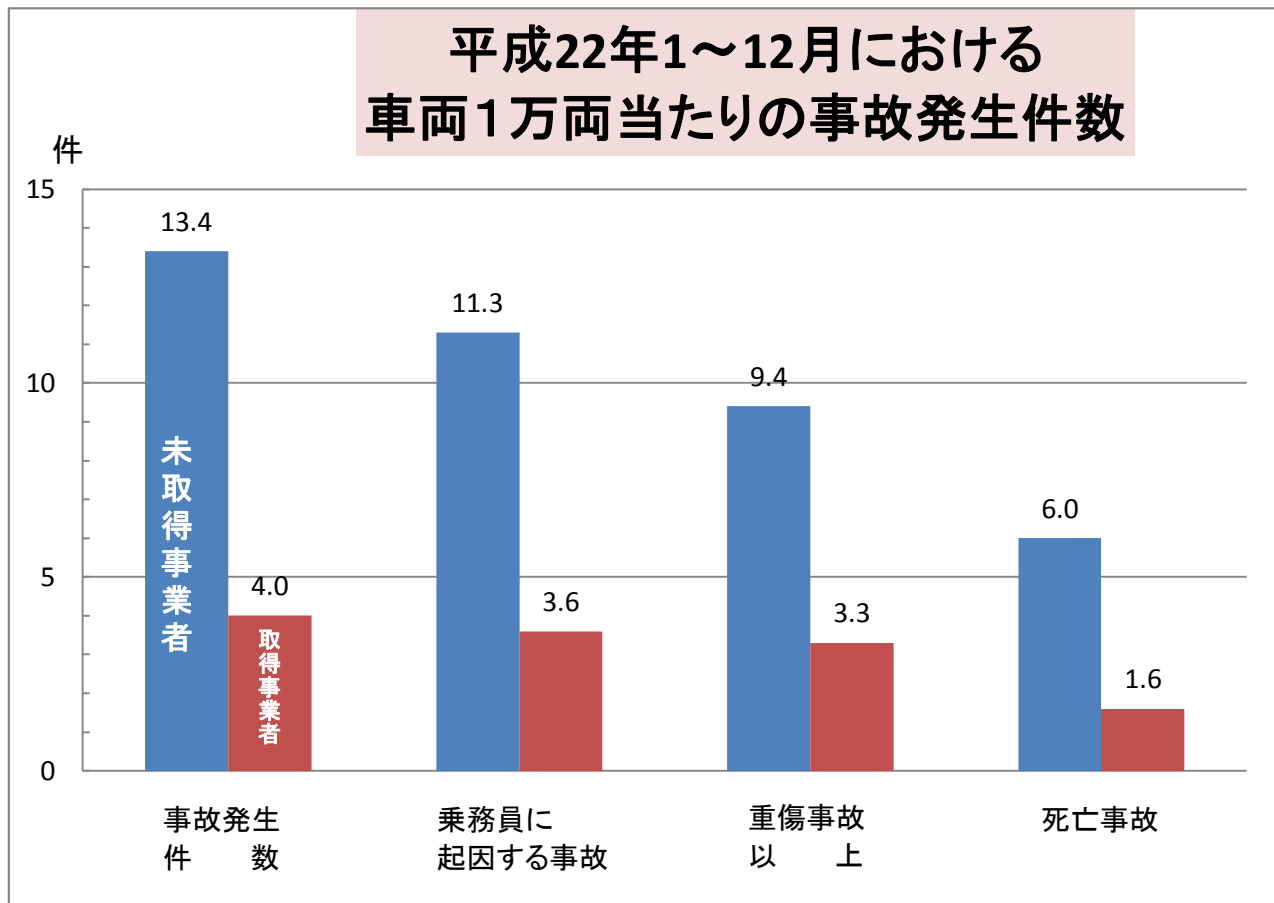
事例の類型	違反の概要	事業者分類
過重労働時間	事業の種類により過労を防止するための拘束時間や運転時間が告示で定められていますが、 ・1日の最大拘束時間を超えて運転させた ・休憩を取らずに長期間にわたり連続して運転させた といった違反例がありました。	貸切バス タクシー トラック
労働時間管理不備	労働時間等を定める告示に対する違反事実を隠蔽するため ・乗務記録について事実と異なる記載を行っていた ・点呼実施時間について、事実と異なる記載を行っていた といった例がありました。	貸切バス タクシー トラック
点呼の未実施	事業用自動車には運行前に運転手の点呼が義務付けられていますが、 ・健康状態の管理がされていなかった ・酒気帯びの有無の確認がされていなかった といった例がありました。	貸切バス タクシー トラック
点検整備の未実施	事業用自動車は3か月毎に定期点検整備を行うことが義務付けられていますが、 ・定期点検を行わずに運行していた ・車検が切れたまま運行していた といった例がありました。	貸切バス タクシー トラック
保険の未加入	貸切バスでは、車両毎に8,000万円以上の対人保険に加入する義務（注：現在は車両毎に対人無制限・対物200万円以上の任意保険・共済への加入が義務付けられています。）があるにもかかわらず、全保有車両のうち半分以上が保険未加入の事業者がありました。	貸切バス
過積載運行	過積載運行は、ブレーキ性能を著しく低下させ大変危険な行為ではありますが、最大積載量の2倍を超える荷物を積んで運送していた事業者がありました。	トラック
基準航路の逸脱	旅客船については、許可を受けた航路の運航が義務付けられているにもかかわらず、基準航路を大幅に逸脱して航行したため暗礁に乗り上げ座礁し、旅客が負傷した例がありました。	船舶

○優良運輸事業者の安全性を示す具体的データ

道内のトラック事業者における安全性優良事業所認定取得事業者、
未取得事業者別の事故発生件数比較

トラック車両数(平成22年12月末) 67,053両(被けん引車は除く。)

(車両1万両当たり)	未取得事業者	取得事業者
事故発生件数	13.4	4.0
乗務員に起因する事故	11.3	3.6
重傷事故以上	9.4	3.3
死亡事故	6.0	1.6



出所:北海道運輸局

広報誌等において周知していただける場合の周知文例をご用意しました。ご参考になれば幸いです。

.....

(周知文例)

優良運輸事業者の積極的活用について

北海道運輸局では、このたび関係業界団体等が実施している安全面や環境面に優れた運輸事業者の認定・認証制度について広く周知を図るとともに、優良事業者の利用を働きかける取組を開始しました。この取組は、運輸事業者、利用者及び国が三位一体となって「安全・安心な社会」の実現に向けそれぞれの社会的責任を果たす上で、大きな意義を持つものと考えております。

つきましては、各認定・認証制度の趣旨についてご理解いただき、当該優良運輸事業者を活用いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。なお、優良運輸事業者と法令違反等により行政処分を受けた事業者については、北海道運輸局ホームページにて情報提供しております。

[戻る](#)